

# アルバイト制限職種

九州大学生協同組合

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	○ プレス・ボール盤、旋盤、裁断機など自動機関の操作	危険事故が伴うため。
	○ 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱(助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険度があるため。
	○ 自動車、単車の運転、自動車による重量物(30kg以上)の配達	厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになるため。
	○ 線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)	
	○ 土木・水道工事等の現場作業	
	○ 建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付け作業	内装工事は除く。
	○ 2階以上の高所での屋外作業(硝子拭き、器具取り付け等)	落下物・転落等の危険度が大きいため。
	○ 警備員・宿直	会場整理、誘導、受付は除く。
	人体に有害なもの	○ 農業、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等)
○ 特に高温・低温での作業		
○ 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業		
○ その他労働安全衛生法に定める制限職種		
法令に違反するもの	○ 労働争議に介入する恐れのあるもの	職業安定法20条参照
	○ 営利職業斡旋業者への仲介斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反するため。
	○ マルチ・ネズミ講法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	○ 出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法27条参照
	○ 違約金、損害賠償を予定する業務	
	○ 男女雇用機会均等法に抵触する業務	男女雇用機会均等法参照
教育的に好ましくないもの	○ 街頭でのチラシ配り、ポスターはり	内容的に問題がなく、許可等のある場合を除く。
	○ 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査、内容に問題のある調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多いため。
	○ 訪問販売、勧誘、専門に行う集金・レジ係	
	○ 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業	
	○ バー、スナック、キャバレー、麻雀、パチンコなど風俗関連営業の作業(居酒屋を含む)	左記の「居酒屋」は、深夜(0時から日の出時)に酒類を提供する飲食店のことをさす。
	○ 深夜作業及び住み込み	左記の「深夜作業」とは、従事時間が専ら22時から早朝の業務をいう。
	○ 選挙の応援に関連する一切の業務	特定の政党や候補者の応援に関わることは望ましくないため。
	○ スパイ行為に類する調査	
	○ プライバシーに関する業務	
望ましくない求人	○ 水泳指導員・監視員、ベビーシッター、付添い等	人命にかかわることが予想されるため。ただし、資格がある場合を除く。
	○ 労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関することが明示されていないもの。
	○ 人員の限定を条件とするもの	たとえば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。
	○ 福岡市内(近郊)に支店又は連絡先がない求人依頼	
	○ 履歴書の提出を希望する求人依頼	
	○ 登録制の業務(派遣労働含む)	派遣労働には派遣型家庭教師を含みます。 家庭教師については、指導を受ける児童・生徒の保護者等から直接募集されるものを紹介します。
	○ 何らかの利益を得るために席取り等で並ぶこと	
	○ 宗教の布教に関連する業務	
	○ 学生が応募しても採否の連絡がなかったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	
	○ その他、特に好ましくないと判断されるもの	